

# 愛知県立芸術大学学則

平成19年4月1日  
愛知県公立大学法人規則第8号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 学部、学科及び専攻並びに収容定員(第3条・第4条)
  - 第3章 芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センター、芸術資料館及び文化財保存修復研究所(第5条)
  - 第4章 職員組織(第6条―第8条)
  - 第5章 人事委員会及び教授会(第9条・第10条)
  - 第6章 修業年限、学年、学期及び休業日(第11条―第15条)
  - 第7章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍(第16条―第33条)
  - 第8章 単位数、授業科目及び履修方法(第34条―第45条)
  - 第9章 卒業及び学位(第46条・第47条)
  - 第10章 入学検定料、入学料及び授業料(第48条―第51条)
  - 第11章 賞罰(第52条・第53条)
  - 第12章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修員及び客員共同研究員(第54条―第59条)
  - 第13章 公開講座(第60条)
  - 第14章 厚生保健施設及び学寮(第61条・第62条)
  - 第15章 受託研究及び共同研究(第63条)
  - 第16章 美術学部(第64条・第65条)
  - 第17章 音楽学部(第66条・第67条)
  - 第18章 大学院(第68条)
  - 第19章 補則(第69条・第70条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 愛知県立芸術大学（以下「本学」という。）は、芸術に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって文化の向上発展に寄与することを目的とする。

### (自己点検等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号。）第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

4 本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第1項各号に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

## 第2章 学部、学科及び専攻並びに収容定員

### (学部、学科及び専攻)

第3条 本学に次の学部、学科及び専攻を置く。

美術学部	美術科	日本画専攻 油画専攻 彫刻専攻 芸術学専攻
	デザイン・ 工芸科	デザイン専攻 陶磁専攻
音楽学部	音楽科	作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻

2 美術学部（美術科、デザイン・工芸科）は、自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れた人材を理想として、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけた日本画、油画、彫刻、工芸、現代美術の芸術家、幅広い分野のデザイナー、芸術に関する研究者等の育成を目的とする。

3 音楽学部（音楽科）は、自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れた人間形成を理想として、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけるための教育をおこない、作曲家や、音楽に携わる人材、また声楽家、ピアノ、弦楽器、管打楽器の演奏家、それらの指導者、教育者、研究者等の育成を目的とする。

### (入学定員及び収容定員)

第4条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
美術学部	美術科	日本画専攻	10	40
		油画専攻	25	100
		彫刻専攻	10	40
		芸術学専攻	5	20
	デザイン・ 工芸科	デザイン専攻	35	140
		陶磁専攻	10	40
音楽学部	音楽科	作曲専攻	10	40
		声楽専攻	30	120
		器楽専攻	60	240

## 第3章 芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センター、芸術資料館及び文化財保存修復研究所

(芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センター、芸術資料館及び文化財保存修復

研究所)

第5条 本学に芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センター、芸術資料館及び文化財保存修復研究所を置く。

2 芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センター、芸術資料館及び文化財保存修復研究所に関する事項は、別に定める。

#### 第4章 職員組織

(職員)

第6条 本学に次の職員を置く。

学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて副学長を置き、本学の教授をもって充てる。

(学部長)

第7条 学部に学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

(センター長、館長及び所長)

第8条 芸術教育・学生支援センター、社会連携センター及び芸術情報センターにそれぞれセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 芸術資料館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 文化財保存修復研究所に所長を置き、本学の教授又は准教授をもって充てる。

#### 第5章 人事委員会及び教授会

(人事委員会)

第9条 本学に人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する事項は別に定める。

(教授会)

第10条 本学の学部に、学校教育法第93条に定める教授会を置く。

2 教授会は、各学部の教授をもって組織する。

3 教授会には、准教授、常勤の講師、助教及び助手を加えることができる。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第11条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、6年を超えることができない。

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とし、各年度の休業日は学長が定めることとする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

2 学長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日以外の日に臨時に授業を行わないことができる。

## 第7章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍

(入学時期)

第16条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学願)

第18条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに、入学願書を学長に提出し、その他所定の手続を終えなければならない。

(入学試験)

第19条 本学に入学しようとする者に対して入学試験を行う。

2 入学試験の期日、場所、方法、その他入学試験の実施に関し必要な事項は、そのつど学長が定め、公示する。

(入学の許可)

第20条 学長は、入学試験に合格した者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第21条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元引受書及び所定の書類を学長に提出しなければならない。

- 2 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに所定の入学料を納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する身元引受書には、保証人2名の連署を要する。

(入学許可の取消し)

第22条 学長は、正当な理由がなくて、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(留学)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学へ留学することを認めることができる。

2 前項における留学とは、本学と交流協定を締結している外国の大学へ、学内の選考を経て留学する場合とする。

3 学生は、第1項の規定により外国の大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 第1項の規定による留学の期間は、在学期間に算入することができる。ただし、休学して留学する場合を除く。

(休学)

第24条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため引き続き2月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、病気その他の理由のため修学が不相当と認められる学生に対して休学を命ずることができる。

(休学期間)

第25条 休学期間は、1年以内とする。

2 学長は、特別な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第26条 学生は、休学期間満了のとき又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

2 病気が治ったことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第27条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 病気のため退学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第28条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 2年の休学期間を経過した者
- (2) 6年の在学期間を経過した者
- (3) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当な理由がなくて、授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (5) 死亡又は行方不明の者

(再入学)

第30条 次の各号に掲げる者は、再入学願を学長に提出し、その他所定の手続を終え、その許可を得て再入学することができる。

- (1) 第27条の規定により退学した者
- (2) 前条第1号の規定により除籍された者
- (3) 前条第4号の規定により除籍された者で、退学の日から2年以内に未納の授業料を納付したもの

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

3 再入学願は、退学又は除籍の日から3年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第31条 他の大学から転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

3 転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(編入学)

第32条 次の各号に掲げる者は、編入学願を学長に提出し、その他所定の手続を終え、その許可を得て編入学することができる。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 他の大学を1年以上修了し、退学した者

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

(準用規定)

第33条 第21条及び第22条の規定は、再入学、転入学及び編入学について準用する。

## 第8章 単位数、授業科目及び履修方法

(単位の計算方法)

第34条 授業科目の単位の設定に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技については、学長が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(授業科目の区分)

第35条 授業科目は、次のように区分する。

(1) 教養教育科目

(2) 基礎教育科目

(3) 専門教育科目

(教養教育科目)

第36条 教養教育科目の学科目、授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

(基礎教育科目)

第37条 基礎教育科目の学科目、授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(専門教育科目)

第38条 専門教育科目の各学部ごとの学科目、授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(教職に関する科目)

第39条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科に関する科目及び教職に関する科目を履修しなければならない。

2 教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表第5のとおりとする。

3 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

美術学部 美術科及びデザイン・工芸科

中学校教諭一種免許状（美術）

高等学校教諭一種免許状（美術・工芸）

音楽学部 音楽科

中学校教諭一種免許状（音楽）

高等学校教諭一種免許状（音楽）

(博物館に関する科目)

第40条 学芸員の資格を得ようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定めるところにより、博物館に関する科目を履修しなければならない。

2 博物館に関する科目の学科目、授業科目、単位数及び履修方法は、別表第6のとおりとする。

(授業科目等の公示)

第41条 開講する授業科目の種類、講義題目、担当教員、授業時間等は、学年の始めに、公示する。ただ

し、臨時に行う授業科目については、そのつど、公示する。

(履修の届出)

第42条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の規定により他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、他大学等授業科目履修願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(履修の認定)

第44条 授業科目の履修の認定は、その授業科目の担当教員が、当該担当教員の定める方法による試験に、出席状況その他を加味して行う。

2 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可をもって表示し、秀、優、良及び可を合格とする。

3 試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

4 試験に不合格の学生には再試験を受けさせることができる。

5 病気その他やむを得ない理由により、試験に欠席した者には、届け出があれば、追試験を行うことができる。

6 前項の届け出は、医師の診断書又はその理由を証する書面を試験終了後10日以内に提出しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第45条 第30条から第32条までの規定により再入学、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、各学部において定める。

2 大学又は短期大学を卒業し、若しくは中途退学した者又は大学若しくは短期大学において科目等履修生であった者が新たに本学の第1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

3 第23条第1項の規定により、外国の大学において履修した授業科目については、本学の授業科目を履修したのものとして、単位の修得を認定することができる。ただし、休学して留学する場合を除く。

4 第43条第2項の規定により他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位については、本学において修得したのものとして認定することができる。

5 前3項の規定による単位の認定は、合わせて60単位を超えない範囲で、各学部において行う。

## 第9章 卒業及び学位

(卒業)

第46条 本学に4年以上在学し、学科及び専攻所定の科目（別表第1から別表第4までに掲げる科目及び第45条第5項の規定により本学において修得したのものとして認定した科目に限る。）につき、次の各号に掲げる学部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数以上を修得した学生には、卒業証書を授与する。

(1) 美術学部 次の表に掲げる単位数

科 目	学科	美術科				デザイン・工芸科	
	専攻	日本画	油画	彫刻	芸術学	デザイン	陶磁
教養教育科目 (外国語)		4	4	4	6	4	4
教養教育科目 (外国語を除く科目) 基礎教育科目		26	26	26	34 (そのうち、必修の基礎教育科目は、16単位履修しなければならない。)	26	26

専門教育科目	78	94	78	88	78	84
教養教育科目						
基礎教育科目	20	4	20	—	20	14
専門教育科目						
計	128	128	128	128	128	128

(2) 音楽学部 次の表に掲げる単位数

科目	学科		音楽科				
	専攻	作曲		声楽	器楽		
		作曲	音楽学		ピアノ	弦楽器	管打楽器
教養教育科目 (外国語)		4	10	12	8	8	4
教養教育科目 (外国語を除く科目)				24	24	24	
基礎教育科目		16	16	(そのうち、 基礎教育科 目は、6)	(そのうち、 基礎教育科 目は、6)	(そのうち、 基礎教育科 目は、6)	16
専門教育科目		57	52	62	62	84	72
教養教育科目							
基礎教育科目		51	50	30	34	12	36
専門教育科目							
計		128	128	128	128	128	128

(学位)

第47条 学長は、本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

第10章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料の額)

第48条 入学検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第49条 授業料は、前期及び後期の区分により納付しなければならない。

2 納付期限は、別に定める。

3 休学、復学、退学及び除籍した場合の授業料納付の取扱いについては、別に定める。

(入学検定料等の還付)

第50条 納付された入学検定料、入学料及び授業料は、別に定める場合を除き還付しない。

(入学料及び授業料の減免等)

第51条 入学料及び授業料の減免及び猶予については、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第52条 学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の学生の模範となる学生に対して、学長は、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 学則その他の諸規則及び愛知県公立大学法人が定める諸規程を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して、学長は、教授会の議を経て懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修員及び客員共同研究員  
(研究生)

第54条 本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学しようとする者は、指定の期日までに願書を学長に提出し、その他所定の手続を終えなければならない。
- 3 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学料を納付しなければならない。
- 4 研究生の授業料は、別に定める区分により納付しなければならない。
- 5 研究生として入学を許可された者が、第3項に定める入学料を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。
- 6 研究生の入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の理由がある者は、この限りでない。
- 7 研究生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第55条 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、指定の期日までに願書を学長に提出し、その他所定の手続を終えなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学料を納付しなければならない。
- 4 科目等履修生の授業料は、指定の期日までに所定の授業料の全額を納付しなければならない。
- 5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

第56条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生については、本条に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生)

第57条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の学生で本学において特定の授業科目を履修しようとするものを、教授会の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学又は短期大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。
- 3 特別聴講学生については、本条に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(研修員)

第58条 大学その他団体の委託により、本学において特定の事項について研修しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、研修員として研修の許可をすることができる。

- 2 研修員を委託しようとする大学その他団体は、次の書類を学長に提出しなければならない。
  - (1) 研修願
  - (2) 本人の最終学校の卒業証明書
  - (3) 本人の履歴書
  - (4) その他学長が必要と認める書類

- 3 研修員の研修の許可は、毎学年の始めに行う。ただし、特別の理由がある者については、この限りでない。
- 4 研修員として研修の許可を受けた者は、指定の期日までに所定の研修料の全額を納付しなければならない。

(客員共同研究員)

第59条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、本学において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受入れることができる。

- 2 客員共同研究員に関する事項は、別に定める。

第13章 公開講座  
(公開講座)

第60条 本学は、芸術文化の向上に資するため、公開講座を行うことができる。

2 公開講座の実施に関する事項は、そのつど学長が定める。

#### 第14章 厚生保健施設及び学寮

(医務室及び大学会館)

第61条 本学に医務室を置き、学生及び職員の健康管理を行う。

2 厚生施設として、本学に大学会館を置く。

(学寮)

第62条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第15章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第63条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関する事項は、学長が別に定める。

#### 第16章 美術学部

(所属専攻の決定)

第64条 美術学部の学生の専攻は、入学の際に決定し、特別な理由のある場合に限り、その変更を許可することができる。

2 専攻の変更は、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

(展覧会への出品等)

第65条 学生は、学外の展覧会に出品しようとするとき、又は作品若しくは論文を学外に発表しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

#### 第17章 音楽学部

(所属専攻の決定)

第66条 音楽学部の学生の専攻は、入学の際に決定し、その変更は、許可しない。

(演奏)

第67条 学生は、本学の演奏会又は本学が特に指定する演奏会に出演を命ぜられたときは、これに出演しなければならない。

2 学生は、学外の演奏会等に出演しようとするとき、又は作品若しくは論文を学外に発表しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

#### 第18章 大学院

(大学院)

第68条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

#### 第19章 補則

(改正)

第69条 この規則の改正は、法人の経営に関する事項については、愛知県公立大学法人定款に定める経営審議会の、法人の経営に関する事項以外の事項については、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(実施細則)

第70条 この規則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日現在愛知県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整理に関する条例(平成19年愛知県条例第5号)による廃止前の愛知県大学条例(昭和39年愛知県条例第24号)に基づき設置された愛知県立芸術大学

に在学する者（以下「在学者」という。）については、別表第1から別表第5までの規定にかかわらず、愛知県立大学学則等を廃止する規則（平成19年愛知県規則第28号）による廃止前の愛知県立芸術大学学則（昭和41年愛知県規則第17号。以下「廃止前の学則」という。）の別表第1から別表第5までに定めるところによる。この場合において、廃止前の学則別表第3ロ履修方法第2号中「文化財保存管理研究及び」とあるのは「及び」とする。この規則の施行の日以後において、再入学、転入学又は編入学をした者で在学者の属する年次に在学することとなるものについても、同様とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、在学者（前項後段に規定する者を含む。）は、別表第1から別表第5までに掲げる授業科目（廃止前の学則別表第1から別表第5までに掲げる授業科目に相当するものとして本学の学部において別に定めるものに限る。）を履修することができる。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「新学則」という。）第45条第1号、別表第2、別表第3及び別表第6の規定は、平成21年度以降の入学者（再入学、転入学又は編入学をした者（以下「再入学者等」という。）を除く。）から適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 本学の平成21年度以降の再入学者等については、新学則第45条第1号、別表第2、別表第3及び別表第6の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「22年度改正学則」という。）別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の規定は、平成22年度以降の入学者（再入学者等を除く。）から適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 本学の平成22年度以降の再入学者等については、22年度改正学則別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「24年度改正学則」という。）別表第3及び別表第4の規定は、平成24年度以降の入学者（再入学者等を除く。）から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 本学の平成24年度以降の再入学者等については、24年度改正学則別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 24年度改正学則の施行の前日から引き続き在学している者で、本学を卒業するまでに次の表中24年度改正学則別表第6に規定する科目（以下「新科目」という。）の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する改正前学則別表第6に規定する科目（以下「旧科目」という。）の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新科目	単位数	旧科目	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館資料論	2	博物館各論Ⅱ	2
博物館教育論	2	教育学概論	2
博物館情報・メディア論	2	視聴覚教育メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習	3
博物館経営論	2	博物館各論Ⅰ	2
博物館情報・メディア論	2	視聴覚教育メディア論	2
考古学	2	考古学A	2

- 5 24年度改正学則の施行の際、現に次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得している者は、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧科目	単位数	新科目	単位数
-----	-----	-----	-----

生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館各論Ⅰ	2	博物館経営論	2
博物館各論Ⅱ	2	博物館資料論	2
博物館実習	3	博物館実習	3
博物館各論Ⅰ	2	博物館経営論	2
視聴覚教育メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
考古学A	2	考古学	2
考古学B	2	考古学	2

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「28年度改正学則」という。）別表第1、第3及び第4の規定は、平成28年度以降の入学者（再入学者等を除く。）から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 愛知県立芸術大学の平成28年以降の再入学者等については、28年度改正学則別表第1、第3及び第4の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「29年度改正学則」という。）別表第1の規定は、平成29年度以降の入学者（再入学者等を除く。）から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 愛知県立芸術大学の平成29年以降の再入学者等については、29年度改正学則別表第1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「30年度改正学則」という。）別表第4及び第5の規定は、平成30年度以降の入学者（再入学者等を除く。）から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 愛知県立芸術大学の平成30年以降の再入学者等については、30年度改正学則別表第4及び第5の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県立芸術大学学則（以下「31年度改正学則」という。）第46条、別表第1、第3、第5の規定は、平成31年度以降の入学者（再入学者等を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 愛知県立芸術大学の平成31年以降の再入学者等については、31年度改正学則第46条、別表第1、第3、第5の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表第1 (第36条関係)  
 教養教育科目  
 美術学部・音楽学部

学科目	授業科目	単位数
哲学	哲学A	2
	哲学B	2
美学	美学A	2
	美学B	2
文化史	日本文化史A	2
	日本文化史B	2
	外国文化史	2
文学	日本文学	2
	日本の古典文芸	2
	外国文学A	2
	外国文学B	2
	西洋の古典文芸	2
言語学	言語学A	2
	言語学B	2
	異文化コミュニケーションA	2
	異文化コミュニケーションB	2
宗教学	仏教学A	2
	仏教学B	2
	キリスト教学A	2
	キリスト教学B	2
芸術論	美術論A	2
	美術論B	2
	音楽論A	2
	音楽論B	2
	日本演劇論	2
	日本の近現代演劇	2
	西洋演劇論	2
歴史	日本史A	2
	日本史B	2
	西洋史A	2
	西洋史B	2
法学	法学A	2
	法学B	2
	日本国憲法	2
経済学	経済学A	2
	経済学B	2
心理学	心理学A	2
	心理学B	2
教育学	教育学A	2
	教育学B	2
人類学	人類学A	2
	人類学B	2
政治学	国際関係論A	2

	国際関係論 B	2
社会学	社会学 I A	2
	社会学 I B	2
	社会学 II A	2
	社会学 II B	2
数学	数学 A	2
	数学 B	2
生物物理学	基礎生物学 A	2
	基礎生物学 B	2
自然科学史	自然科学史 A	2
	自然科学史 B	2
物理学	基礎物理学 A	2
	基礎物理学 B	2
化学	基礎化学 A	2
	基礎化学 B	2
情報科学	コンピュータ基礎 I	2
	コンピュータ基礎 II a	2
	コンピュータ基礎 II b	2
	コンピュータ基礎 II c	2
	コンピュータ基礎 III	2
芸術と諸科学	芸術と諸科学	2
自由研究	自由研究ゼミナール I	2
	自由研究ゼミナール II	2
英語	英語初級 I A	2
	英語初級 I B	2
	英語初級 II A	2
	英語初級 II B	2
	英語中級 I A	2
	英語中級 I B	2
	英語中級 II A	2
	英語中級 II B	2
	英語上級 I A	2
	英語上級 I B	2
	英語上級 II A	2
	英語上級 II B	2
ドイツ語	ドイツ語初級 I A	2
	ドイツ語初級 I B	2
	ドイツ語初級 II A	2
	ドイツ語初級 II B	2
	ドイツ語中級 I A	2
	ドイツ語中級 I B	2
	ドイツ語中級 II A	2
	ドイツ語中級 II B	2
	ドイツ語上級 I A	2
	ドイツ語上級 I B	2
	ドイツ語上級 II A	2
	ドイツ語上級 II B	2

フランス語	フランス語初級ⅠA	2	
	フランス語初級ⅠB	2	
	フランス語初級ⅡA	2	
	フランス語初級ⅡB	2	
	フランス語中級ⅠA	2	
	フランス語中級ⅠB	2	
	フランス語中級ⅡA	2	
	フランス語中級ⅡB	2	
	フランス語上級ⅠA	2	
	フランス語上級ⅠB	2	
	フランス語上級ⅡA	2	
	フランス語上級ⅡB	2	
	イタリア語	イタリア語初級ⅠA	2
		イタリア語初級ⅠB	2
イタリア語初級ⅡA		2	
イタリア語初級ⅡB		2	
イタリア語中級ⅠA		2	
イタリア語中級ⅠB		2	
イタリア語中級ⅡA		2	
イタリア語中級ⅡB		2	
イタリア語上級ⅠA		2	
イタリア語上級ⅠB		2	
イタリア語上級ⅡA		2	
イタリア語上級ⅡB		2	
身体運動・健康科学	基本体育A	1	
	基本体育B	1	
	身体運動演習ⅠA	1	
	身体運動演習ⅠB	1	
	身体運動演習ⅡA	1	
	身体運動演習ⅡB	1	
	スポーツ・健康科学A	1	
	スポーツ・健康科学B	1	
履修方法			
<p>1 外国語は、美術学部の学生（芸術学専攻者を除く。）並びに作曲（作曲）及び器楽（管打楽器）専攻者にあつては1か国語で4単位を、芸術学専攻者にあつては2か国語以上で6単位を、作曲（音楽学）専攻者にあつては2か国語以上で10単位を、声楽専攻者にあつては2か国語以上で12単位を、器楽（ピアノ）及び器楽（弦楽器）専攻者にあつては1か国語以上で8単位を必ず履修しなければならない。</p> <p>2 所属する専攻の区分ごとに第46条各号に定める単位数以上を選択して履修しなければならない。</p>			

別表第2（第37条関係）

基礎教育科目

美術学部・音楽学部

学科目	授業科目	単位数
芸術学	日本美術史概説A	2
	日本美術史概説B	2
	西洋美術史概説A	2

	西洋美術史概説 B	2
	美術材料学 A	2
	美術材料学 B	2
	現代アート概説 A	2
	現代アート概説 B	2
	デザイン史 A	2
	デザイン史 B	2
音楽学	日本音楽史概説	2
	西洋音楽史概説 A	2
	西洋音楽史概説 B	2
	音楽学概説	2
履修方法		
<p>1 美術科の芸術学専攻者は、日本美術史概説 A 及び日本美術史概説 B、西洋美術史概説 A 及び西洋美術史概説 B、現代アート概説 A 及び現代アート概説 B 並びに別表第 1 に掲げる美学 A 及び美学 B を必ず履修しなければならない。この場合において、当該美学 A 及び美学 B は、第 46 条の規定の適用については、基礎教育科目とみなす。</p> <p>2 音楽科の声楽、器楽（ピアノ）及び器楽（弦楽器）専攻者は、西洋音楽史概説 A、西洋音楽史概説 B、音楽学概説を必ず履修しなければならない。</p> <p>3 所属する専攻の区分ごとに第 46 条各号に定める単位数以上を選択して履修しなければならない。</p>		

別表第 3（第 38 条関係）

美術学部専門教育科目

イ 専攻科目

学科	専攻	学科目	授業科目	単位数
美術科	日本画	日本画	日本画実技 I A	6
			日本画実技 I B	6
			日本画実技 II A	6
			日本画実技 II B	6
			日本画実技 III A	9
			日本画実技 III B	9
			日本画実技 IV A	9
			日本画実技 IV B（卒業制作を含む。）	13
			古美術研究	2
	油画	油画	油画実技 I	12
			油画実技 II	12
			油画実技 III	18
			油画実技 IV（卒業制作を含む。）	22
			古美術研究	2
			油画特別演習 I	4
			油画特別演習 II	4
			油画特別演習 III	4
	油画特別演習 IV	4		
	彫刻	彫刻	彫刻実技 I	12
			彫刻実技 II	12
			彫刻実技 III	18
			彫刻実技 IV（卒業制作を含む。）	22
			古美術研究	2

			彫刻特別実技 I	4
			彫刻特別実技 II	4
芸術学	芸術学	芸術学	芸術学総合研究 I	4
			芸術学総合研究 II	4
			芸術学総合研究 III	4
			西洋美術史研究 I	2
			西洋美術史研究 II	2
			西洋美術史研究 III	2
			西洋美術史研究 IV	2
			西洋美術史研究 V	2
			西洋美術史研究 VI	2
			日本美術史研究 I	2
			西洋美術史研究 VII	2
			西洋美術史研究 VIII	2
			日本美術史研究 II	2
			日本美術史研究 III	2
			日本美術史研究 IV	2
			日本美術史研究 V	2
			日本美術史研究 VI	2
			古美術特別研究	4
			日本美術史研究 VII	2
			日本美術史研究 VIII	2
			美学研究 I	2
			美学研究 II	2
			美学研究 III	2
			美学研究 IV	2
			美学研究 V	2
			美学研究 VI	2
			現代アート論研究 I	2
			美学研究 VII	2
			美学研究 VIII	2
			現代アート論研究 II	2
			現代アート論研究 III	2
			現代アート論研究 IV	2
			現代アート論研究 V	2
			現代アート論研究 VI	2
現代アート論研究 VII	2			
現代アート論研究 VIII	2			
			基礎実技 I A	4
			基礎実技 I B	4
			基礎実技 II A	4
			基礎実技 II B	4
			プロジェクト研究	4
			卒業研究	10
デザイン ・工芸科	デザイン	デザイン	デザイン実技 I A	6
			デザイン実技 I B	6
			デザイン実技 II A	6

			デザイン実技ⅡB	6
			デザイン実技ⅢA	9
			デザイン実技ⅢB	9
			デザイン実技ⅣA	9
			デザイン実技ⅣB（卒業制作を含む。）	13
			古美術研究	2
	陶磁	陶磁	陶磁実技Ⅰ（陶磁実習、陶磁原料学Ⅰを含む。）	12
	陶磁	陶磁	陶磁実技Ⅱ（陶磁実習、陶磁原料学Ⅱを含む。）	12
			陶磁実技Ⅲ	18
			陶磁実技Ⅳ（卒業制作を含む。）	22
			学外研究	2
			陶磁特別実技Ⅰ	4
			陶磁特別実技Ⅱ	4

履修方法

- 1 所属する専攻（芸術学専攻を除く。）の区分ごとに授業科目（彫刻特別実技Ⅰ、彫刻特別実技Ⅱ、陶磁特別実技Ⅰ及び陶磁特別実技Ⅱを除く。）を必ず履修しなければならない。
- 2 芸術学専攻者は、芸術学総合研究Ⅰ、芸術学総合研究Ⅱ、芸術学総合研究Ⅲ、古美術特別研究、基礎実技ⅠA、基礎実技ⅠB、基礎実技ⅡA、基礎実技ⅡB、プロジェクト研究及び卒業研究を必ず履修しなければならない。

ロ 関連科目

学科目	授業科目	単位数
絵画（講義を含む。）	素描及び色彩研究	4
彫刻（講義を含む。）	立体造形の研究	4
デザイン（基礎）	デザインの基礎の研究	4
絵画（版画）	版画研究	4
古典絵画研究	古典絵画研究	4
工芸	木工実習	2
	材料研究	4
	工房実習Ⅰ	2
	工房実習Ⅱ	2
デザイン学	デザイン・工芸論A	2
	デザイン・工芸論B	2
	デザイン特講A	2
	デザイン特講B	2
	図学	4
	デザイン文化史特講	2
	Webデザイン基礎	2
	写真ゼミ	2
	グラフィックゼミ	2
	立体空間ゼミ	2
	デザイン特殊ゼミA	2
	デザイン特殊ゼミB	2
陶磁原料学Ⅲ	2	
芸術学	陶磁史ⅠA	2
	陶磁史ⅠB	2
	陶磁史Ⅱ	2

陶磁論 A	2
陶磁論 B	2
美学特講 I	2
美学特講 II	2
美学特講 III	2
美学特講 IV	2
美学特講 V	2
美学特講 VI	2
美学特講 VII	2
美学特講 VIII	2
西洋美術史特講 I	2
西洋美術史特講 II	2
西洋美術史特講 III	2
西洋美術史特講 IV	2
西洋美術史特講 V	2
西洋美術史特講 VI	2
西洋美術史特講 VII	2
西洋美術史特講 VIII	2
日本美術史特講 I	2
日本美術史特講 II	2
日本美術史特講 III	2
日本美術史特講 IV	2
日本美術史特講 V	2
日本美術史特講 VI	2
日本美術史特講 VII	2
日本美術史特講 VIII	2
近代美術特別研究	2
東洋美術史特講 I	2
東洋美術史特講 II	2
現代アート論特講 I	2
現代アート論特講 II	2
現代アート論特講 III	2
現代アート論特講 IV	2
現代アート論特講 V	2
現代アート論特講 VI	2
現代アート論特講 VII	2
現代アート論特講 VIII	2
情報美学特講	2
アートマネジメント論	2
映像表象論	2
現代文化特論	2
近代彫刻史	2
工芸史	2
現代造形研究 I	2
現代造形研究 II	2
コンピュータグラフィックス研究 I	2
コンピュータグラフィックス研究 II	2

	文化財学概説	2
	文化財学特講 I	2
	文化財学特講 II	2
	基礎化学研究	2
	文化財保存修復研究（仏像） I	2
	文化財保存修復研究（仏像） II	2
	文化財保存修復研究（仏像） III	2
	文化財保存修復研究（仏像） IV	2
	文化財保存修復研究（日本画） I	2
	文化財保存修復研究（日本画） II	2
	文化財保存修復研究（日本画） III	2
	文化財保存修復研究（日本画） IV	2
	文化財保存修復研究（油画） I	2
	文化財保存修復研究（油画） II	2
	文化財保存修復研究（油画） III	2
	文化財保存修復研究（油画） IV	2
芸用科学	美術解剖学	4
	図学及び遠近法	4
	色彩学	2
	デザイン・工芸概論 A	2
	デザイン・工芸概論 B	2
履修方法		
<p>1 日本画、油画及び彫刻専攻者は、所属する専攻において別に定める授業科目のうちから12単位を選択して履修しなければならない。</p> <p>2 芸術学専攻者は、美学特講 I 又は美学特講 II、西洋美術史特講 I 又は西洋美術史特講 II、日本美術史特講 I 又は日本美術史特講 II、東洋美術史特講 I 又は東洋美術史特講 II、現代アート論特講 I 又は現代アート論特講 II、文化財学概説、文化財学特論 I 又は文化財学特論 II を必ず履修しなければならない。</p> <p>3 デザイン専攻者は、工房実習 I、デザイン・工芸論 A、デザイン・工芸論 B、デザイン特講 A、デザイン特講 B 及びデザイン文化史特講を必ず履修しなければならない。</p> <p>4 陶磁専攻者は、工房実習 I、デザイン・工芸論 A、デザイン・工芸論 B、陶磁原料学Ⅲ、陶磁史 I A、陶磁史 I B、陶磁史 II、陶磁論 A 及び陶磁論 B を必ず履修しなければならない。</p> <p>5 所属する専攻の区分ごとに第46条第 1 号に定める単位数以上を選択して履修しなければならない。</p>		

別表第 4（第38条関係）

音楽学部専門教育科目

イ 専攻科目

学科	専攻	学科目	授業科目	単位数
	作曲 (作曲)	作曲	作曲研究 I A	3
			作曲研究 I B	3
			作曲研究 II A	3
			作曲研究 II B	3
			作曲研究 III A	3
			作曲研究 III B	3
			作曲研究 IV A	3
			作曲研究 IV B	3

音楽科		作曲理論ⅠA	2	
		作曲理論ⅠB	2	
		作曲理論ⅡA	2	
		作曲理論ⅡB	2	
		作曲理論ⅢA	2	
		作曲理論ⅢB	2	
		作曲理論ⅣA	2	
		作曲理論ⅣB	2	
		楽曲分析	楽曲分析ⅠA	1
			楽曲分析ⅠB	1
			楽曲分析ⅡA	1
			楽曲分析ⅡB	1
		ピアノ	ピアノ奏法ⅠA	1
			ピアノ奏法ⅠB	1
		ソルフェージュ	ソルフェージュA	1
			ソルフェージュB	1
	ソルフェージュC		1	
	学内発表	学内発表	2	
	卒業作品	卒業作品	6	
	作曲 (音楽学)	音楽学	音楽学研究ⅠA	3
			音楽学研究ⅠB	3
			音楽学研究ⅡA	3
			音楽学研究ⅡB	3
			音楽学研究ⅢA	3
			音楽学研究ⅢB	3
			音楽学研究ⅣA	3
			音楽学研究ⅣB	3
		楽書講読	楽書講読(英)ⅠA	2
			楽書講読(英)ⅠB	2
			楽書講読(英)ⅡA	2
			楽書講読(英)ⅡB	2
			楽書講読(独)A	2
			楽書講読(独)B	2
			楽書講読(仏)A	2
			楽書講読(仏)B	2
		ピアノ	ピアノ奏法ⅠA	1
			ピアノ奏法ⅠB	1
		ソルフェージュ	ソルフェージュA	1
			ソルフェージュB	1
		理論	和声ⅠA	2
和声ⅠB			2	
学内発表		学内発表	2	
卒業論文		卒業論文	6	
声楽		声楽	声楽研究ⅠA	3
			声楽研究ⅠB	3
	声楽研究ⅡA		3	
	声楽研究ⅡB		3	
	声楽研究ⅢA		3	

		声楽研究Ⅲ B	3
		声楽研究Ⅳ A	3
		声楽研究Ⅳ B	3
		オペラ重唱 A	1
		オペラ重唱 B	1
		オペラ基礎 A	1
		オペラ基礎 B	1
		オペラ研究 A	2
		オペラ研究 B	2
	ピアノ	ピアノ奏法Ⅰ A	1
		ピアノ奏法Ⅰ B	1
		ピアノ奏法Ⅱ A	1
		ピアノ奏法Ⅱ B	1
	ソルフェージュ	ソルフェージュ A	1
		ソルフェージュ B	1
	理論	和声Ⅰ A	2
		和声Ⅰ B	2
		和声Ⅱ A	2
		和声Ⅱ B	2
	合唱	合唱Ⅰ A	1
		合唱Ⅰ B	1
		合唱Ⅱ A	1
		合唱Ⅱ B	1
		合唱Ⅲ A	1
		合唱Ⅲ B	1
	重唱	重唱 A	1
		重唱 B	1
	学内発表	学内発表	2
	卒業演奏	卒業演奏	6
器楽 (ピアノ)	ピアノ	ピアノ奏法の研究Ⅰ A	3
		ピアノ奏法の研究Ⅰ B	3
		ピアノ奏法の研究Ⅱ A	3
		ピアノ奏法の研究Ⅱ B	3
		ピアノ奏法の研究Ⅲ A	3
		ピアノ奏法の研究Ⅲ B	3
		ピアノ奏法の研究Ⅳ A	3
		ピアノ奏法の研究Ⅳ B	3
	ソルフェージュ	ソルフェージュ A	1
		ソルフェージュ B	1
		ソルフェージュ C	1
		ソルフェージュ D	1
	ピアノ合奏	ピアノ合奏 A	1
		ピアノ合奏 B	1
	理論	和声Ⅰ A	2
		和声Ⅰ B	2
		和声Ⅱ A	2
		和声Ⅱ B	2

		楽式論 A	2
		楽式論 B	2
		対位法 A	2
		対位法 B	2
	伴奏法	伴奏法・歌曲 A	2
		伴奏法・歌曲 B	2
		伴奏法・器楽曲 A	2
		伴奏法・器楽曲 B	2
	学内発表	学内発表	2
	卒業演奏	卒業演奏	6
器楽 (弦楽器)	弦楽	弦楽器奏法の研究 I A	3
		弦楽器奏法の研究 I B	3
		弦楽器奏法の研究 II A	3
		弦楽器奏法の研究 II B	3
		弦楽器奏法の研究 III A	3
		弦楽器奏法の研究 III B	3
		弦楽器奏法の研究 IV A	3
		弦楽器奏法の研究 IV B	3
	ピアノ	ピアノ奏法 I A	1
		ピアノ奏法 I B	1
		ピアノ奏法 II A	1
		ピアノ奏法 II B	1
	ソルフェージュ	ソルフェージュ A	1
		ソルフェージュ B	1
		ソルフェージュ C	1
	弦楽合奏	弦楽合奏 I A	2
		弦楽合奏 I B	2
		弦楽合奏 II A	2
		弦楽合奏 II B	2
	室内楽	室内楽 I A	1
		室内楽 I B	1
		室内楽 II A	1
		室内楽 II B	1
	オーケストラ	オーケストラ II A	2
		オーケストラ II B	2
		オーケストラ III A	2
		オーケストラ III B	2
		オーケストラ IV A	2
		オーケストラ IV B	2
	理論	和声 I A	2
		和声 I B	2
		和声 II A	2
		和声 II B	2
	学内発表	学内発表	2
	卒業演奏	卒業演奏	6
	器楽 (管打楽器)	管打楽	管打楽器奏法の研究 I A
管打楽器奏法の研究 I B			3

		管打楽器奏法の研究Ⅱ A	3
		管打楽器奏法の研究Ⅱ B	3
		管打楽器奏法の研究Ⅲ A	3
		管打楽器奏法の研究Ⅲ B	3
		管打楽器奏法の研究Ⅳ A	3
		管打楽器奏法の研究Ⅳ B	3
	ピアノ	ピアノ奏法Ⅰ A	1
		ピアノ奏法Ⅰ B	1
		ピアノ奏法Ⅱ A	1
		ピアノ奏法Ⅱ B	1
	ソルフェージュ	ソルフェージュ A	1
		ソルフェージュ B	1
	管楽合奏	管楽合奏Ⅱ A	2
		管楽合奏Ⅱ B	2
		管楽合奏Ⅲ A	2
		管楽合奏Ⅲ B	2
		管楽合奏Ⅳ A	2
		管楽合奏Ⅳ B	2
	室内楽	室内楽Ⅰ A	1
		室内楽Ⅰ B	1
		室内楽Ⅱ A	1
		室内楽Ⅱ B	1
	管打学基礎	管打学基礎Ⅰ A	1
		管打学基礎Ⅰ B	1
		管打学基礎Ⅱ A	1
		管打学基礎Ⅱ B	1
	オーケストラ	オーケストラⅢ A	2
		オーケストラⅢ B	2
		オーケストラⅣ A	2
		オーケストラⅣ B	2
	理論	和声Ⅰ A	2
		和声Ⅰ B	2
		和声Ⅱ A	2
		和声Ⅱ B	2
	卒業演奏	卒業演奏	6
履修方法			
1 作曲(音楽学)専攻者は、楽書講読(独)A及び楽書講読(独)B又は楽書講読(仏)A並びに楽書講読(仏)Bについて3科目以上を履修した場合において3科目目以上は関連科目単位とみなす。			
2 所属する専攻の区分ごとの授業科目を必ず履修しなければならない。			

ロ 関連科目

学 科 目	授 業 科 目	単 位 数
楽曲分析	楽曲分析Ⅰ A	1
	楽曲分析Ⅰ B	1
	楽曲分析Ⅱ A	1
	楽曲分析Ⅱ B	1
ピアノ	ピアノ奏法Ⅱ A	1

	ピアノ奏法ⅡB	1
	ピアノ奏法ⅢA	1
	ピアノ奏法ⅢB	1
	ピアノ奏法ⅣA	1
	ピアノ奏法ⅣB	1
	ピアノ指導法A	2
	ピアノ指導法B	2
	楽器研究(鍵盤楽器)ⅠA	1
	楽器研究(鍵盤楽器)ⅠB	1
	楽器研究(鍵盤楽器)ⅡA	1
	楽器研究(鍵盤楽器)ⅡB	1
ソルフェージュ	ソルフェージュC	1
	ソルフェージュD	1
指揮法	指揮法基礎	2
声楽	声楽A	1
	声楽B	1
合唱	合唱A	1
	合唱B	1
合奏	合奏A	1
	合奏B	1
弦楽	楽器研究(弦)ⅠA	1
	楽器研究(弦)ⅠB	1
	楽器研究(弦)ⅡA	1
	楽器研究(弦)ⅡB	1
	楽器研究(弦)ⅢA	1
	楽器研究(弦)ⅢB	1
	楽器研究(弦)ⅣA	1
	楽器研究(弦)ⅣB	1
管打	楽器研究(管打)ⅠA	1
	楽器研究(管打)ⅠB	1
	楽器研究(管打)ⅡA	1
	楽器研究(管打)ⅡB	1
	楽器研究(管打)ⅢA	1
	楽器研究(管打)ⅢB	1
	楽器研究(管打)ⅣA	1
	楽器研究(管打)ⅣB	1
室内楽	室内楽ⅠA	1
	室内楽ⅠB	1
	室内楽ⅡA	1
	室内楽ⅡB	1
	室内楽ⅢA	1
	室内楽ⅢB	1
	室内楽ⅣA	1
	室内楽ⅣB	1
弦楽合奏	弦楽合奏ⅢA	2
	弦楽合奏ⅢB	2
	弦楽合奏ⅣA	2

	弦楽合奏Ⅳ B	2	
音楽理論	キーボードハーモニー A	1	
	キーボードハーモニー B	1	
	スコアリーディング A	1	
	スコアリーディング B	1	
	和声Ⅱ A	2	
	和声Ⅱ B	2	
	楽式論 A	2	
	楽式論 B	2	
	対位法 A	2	
	対位法 B	2	
	コンピュータ音楽 A	2	
	コンピュータ音楽 B	2	
	楽器学	音声学	2
楽器学		2	
音楽学	アートマネジメント	2	
	オペラ総論	2	
	音楽史特講 a	2	
	音楽史特講 b	2	
	音楽史特講 c	2	
	音楽史特講 d	2	
	音楽史特講 e	2	
	音楽民族学概論	2	
	ポピュラー音楽概論	2	
	音楽心理学	2	
	音楽教育論	2	
	音楽特講 a	2	
	音楽特講 b	2	
	音楽療法	2	
	音楽学特講	2	
		日本音楽演習 (声楽)	
		日本音楽演習 (器楽)	1
楽曲研究	楽曲研究 A	2	
	楽曲研究 B	2	
アンサンブル特講	アンサンブル特講 A	1	
	アンサンブル特講 B	1	
管楽合奏	管楽合奏Ⅰ A	2	
	管楽合奏Ⅰ B	2	
オーケストラ	オーケストラⅠ A	2	
	オーケストラⅠ B	2	
	オーケストラⅡ A	2	
	オーケストラⅡ B	2	
音楽芸術言語	音楽芸術言語(独語)Ⅰ A	1	
	音楽芸術言語(独語)Ⅰ B	1	
	音楽芸術言語(独語)Ⅱ A	1	
	音楽芸術言語(独語)Ⅱ B	1	
	音楽芸術言語(仏語)Ⅰ A	1	

	音楽芸術言語(仏語) I B	1
	音楽芸術言語(仏語) II A	1
	音楽芸術言語(仏語) II B	1
	音楽芸術言語(伊語) I A	1
	音楽芸術言語(伊語) I B	1
	音楽芸術言語(伊語) II A	1
	音楽芸術言語(伊語) II B	1
管弦楽法	管弦楽法	2
楽書講読	楽書講読(英) I A	2
	楽書講読(英) I B	2
	楽書講読(英) II A	2
	楽書講読(英) II B	2
	楽書講読(独) A	2
	楽書講読(独) B	2
	楽書講読(仏) A	2
	楽書講読(仏) B	2
総合研究	共同研究 $\alpha$ I A	1
	共同研究 $\alpha$ I B	1
	共同研究 $\alpha$ II A	1
	共同研究 $\alpha$ II B	1
	共同研究 $\beta$ I A	2
	共同研究 $\beta$ I B	2
	共同研究 $\beta$ II A	2
	共同研究 $\beta$ II B	2
学内発表	学内発表	2
履修方法		
<p>1 作曲(音楽学)専攻者は、楽書講読(独) A及び楽書講読(独) B又は楽書講読(仏) A並びに楽書講読(仏) Bについて2科目目までの履修については、専攻科目単位とみなす。</p> <p>2 器楽(弦楽器)専攻者は、所属する専攻において別に定める授業科目のうちから14単位を選択して履修しなければならない。</p> <p>3 所属する専攻の区分ごとに第46条第2号に定める単位以上を選択して履修しなければならない。</p> <p>4 美術学部開設科目については、4単位を上限として履修することができる。ただし、卒業単位には算入しないものとする。</p>		

別表第5 (第39条関係)

教職に関する科目

美術学部・音楽学部

授業科目	単位数
教職入門	2
教育原理	2
教育心理学	4
教育制度論	2
特別支援教育論	1
美術科教育法 A	4
美術科教育法 B	2
美術科教育法 C	2
工芸科教育法	4
音楽科教育法 A	4

音楽科教育法 B	2
音楽科教育法 C	2
道徳教育指導論	2
教育課程論	2
特別活動論	2
教育方法・総合的な学習の時間の指導論	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習 I	1
教育実習 II	2
教育実習 III	2
教職実践演習（中・高）	2
履修方法	
1 改正後の別表第5のうち、「教育原理」については全学年に適用し、平成22年度に限って従前の例により履修することとする。（別表第6 博物館に関する科目「教育学概論」についても同様とする。）	
2 平成20年度及び平成21年度入学者（再入学者等を除く）のうち、改正前の別表第5に掲げる「教育課程の研究 I（教科教育・美術A）」、「教育課程の研究 I（教科教育・美術B）」、「教育課程の研究 I（教科教育・美術C）」、「教育課程の研究 I（教科教育・工学）」、「教育課程の研究 I（教科教育・音楽A）」、「教育課程の研究 I（教科教育・音楽B）」、「教育課程の研究 I（教科教育・音楽C）」及び「教育課程の研究 II（道徳教育）」のいずれか又は複数の授業科目を履修した者については、それに対応する改正後の別表第5に掲げる授業科目を履修したものとみなす。	

別表第6（第40条関係）

博物館に関する科目

美術学部・音楽学部

必修・選択の区別	学科目	授業科目	単位数
必修	生涯学習概論	生涯学習概論	2
	博物館概論	博物館概論	2
	博物館経営論	博物館経営論	2
	博物館資料論	博物館資料論	2
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2
	博物館展示論	博物館展示論	2
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2
	博物館教育論	博物館教育論	2
	博物館実習	博物館実習	3
選択	美術史 I	西洋美術史概説 A	2
		西洋美術史概説 B	2
		日本美術史概説 A	2
		日本美術史概説 B	2
		現代アート概説 A	2
		現代アート概説 B	2
	美術史 II	西洋美術史特講 I	2
		西洋美術史特講 II	2
		西洋美術史特講 III	2
		西洋美術史特講 IV	2
		東洋美術史特講 I	2
		東洋美術史特講 II	2
	日本美術史特講 I	2	

	日本美術史特講Ⅱ	2
	日本美術史特講Ⅲ	2
	日本美術史特講Ⅳ	2
音楽史Ⅰ	日本音楽史概説	2
	西洋音楽史概説A	2
	西洋音楽史概説B	2
	音楽学概説	2
音楽史Ⅱ	音楽史特講 a	2
	音楽史特講 b	2
	音楽史特講 c	2
	音楽史特講 d	2
	音楽史特講 e	2
	音楽民族学概論	2
考古学	考古学	2
<p>履修方法</p> <p>選択科目は、美術学部の学生は美術史Ⅰ及び美術史Ⅱの各学科目からそれぞれ4単位以上を、また、音楽学部の学生は音楽史Ⅰ及び音楽史Ⅱの各学科目からそれぞれ4単位以上を履修しなければならない。</p>		